

# 児童福祉担当(子育て支援室)

## 1. 子育て支援室とは

0歳から18歳までのこどものことや、子育てに関すること、子育てで知りたい・分からないことがあれば、どんなことでも相談を受ける。虐待担当者・保育士・家庭児童相談員・SSWのチームが、保健師や栄養士、CSWや学校と連携しながら、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関を紹介したり、地域での子育てに関する情報提供をおこなっている。

## 2. メンバー構成

|                      |
|----------------------|
| チームリーダー（子育て支援担当課長代理） |
| 児童虐待・子ども相談（担当係長）     |
| 児童虐待・子ども相談（担当係員）     |
| 家庭児童相談員（虐待対応含む）      |
| 家庭児童相談員（虐待対応含む）      |
| 心理士                  |
| スクールソーシャルワーカー（SSW）   |
| スクールソーシャルワーカー（SSW）   |
| 事務                   |
| 保育（担当係長）             |
| 保育（担当係員）             |
| 保育利用者専門員             |
| 子育て支援ルームK i k k i 担当 |

## 会議体

- 支援方針会議（毎週水曜日）直近  
直近のケースの進捗管理、担当や支援策の確認
- 支援室会議（毎週水曜日）  
メンバー間での打ち合わせ
- ※要保護児童対策地域協議会(要対協)  
実数 250件……別紙参照
  - ・代表者会議（年1回）
  - ・実務者会議（毎月第2木曜日）
  - ・個別ケース会議（必要に応じて）

## 3. 主な相談内容……別紙参照

- ①メール相談 ②家庭訪問 ③地域での出張子育て相談 ④支援ルームK i k k i 相談 ⑤ケース会議  
⑥他機関訪問 ⑦要対協ケース等の対応

## 4. 今後の子育て支援室の動向

### ・支援拠点の整備

→児童福祉法の改正により、区の子育て支援室が、虐待対応専門員を配置するなどで体制強化され、  
こども相談センターから在宅支援などの指導措置が事案送致される予定

### ・子どもサポートネット事業（以下：こサポ）

→学校園等において課題を抱えたこどもや子育て世帯を発見し、区役所と連携して支援制度や地域資源につなぐ（こサポSSW・こサポ推進員の配置） 30年度から2年間は7区でモデル実施予定

### ※要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

要保護児童等の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等が連携を図り、要保護児童等に関する情報及び考え方を共有し、支援の内容を検討する協議等を行う。

- ①保護者のない児童又は保護者に看護させることが不適当と認められる虐待を受けた児童等
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に認められる妊婦
- ④住民登録があるのに乳幼児健診が未受診など所在が確認できない児童